



2026年5月13日

各位

会社名 株式会社横河ブリッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 譲
(コード番号 5911 東証プライム)
問合せ先 法務部長 黒河内 克臣
(TEL 03-3453-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第162回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2026年3月30日をもって株式会社ビーアールホールディングスを連結子会社としたことに伴い、同社グループが営んでいる事業内容に合わせ、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 当社の経営体制に合わせて株主総会および取締役会の機動的な運営を図るため、現行定款第12条(招集)、第14条(議長)、第24条(招集)および第25条(議長)所定の株主総会および取締役会の招集権者および議長の変更を行うものであります。
- (3) 上記の各変更に伴う修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2026年6月25日(予定)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p>(16) 土木・建築用土砂類、石材、園芸用土および庭石等の販売ならびに輸出入</p> <p>(新 設)</p> <p>(17)～(22) (条文省略)</p> <p>(23) <u>不動産の売買、賃貸および仲介ならびに管理、運営</u></p> <p>(24)～(28) (条文省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第23条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p> <p>(16) 土木・建築用土砂類、石材、園芸用土および庭石等の<u>採取、生産、販売</u>ならびに輸出入</p> <p>(17) <u>鉱業権の取得および売買ならびに鉱物の採掘、販売</u></p> <p>(18)～(23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>土地の造成</u>ならびに不動産の売買、賃貸、<u>仲介、管理</u>および運営</p> <p>(25)～(29) (現行どおり)</p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役会長</u>および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役会長</u>および取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議長)</p> <p>第 25 条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 26 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>(議長)</p> <p>第 25 条 取締役会の議長は、<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>がこれに当たる。ただし、<u>取締役会長および取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第 26 条～第 44 条 (現行どおり)</p>